

安心して眠りたい!!

設置義務から10年以上
住宅用火災警報器を交換しましょう!



九州一斉 住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

※全ての住戸の寝室などに住宅用火災警報器を取り付ける義務があります。

※使用中の住宅用火災警報器が正常に動くかどうか、ご自身で点検ができます。

各製品の取扱説明書をご確認ください。

長崎県/長崎県消防長会 (長崎県内 10 消防本部)

お問い合わせ先 佐世保市消防局予防課広報係 0956-23-2539

【後援】

FDMA 消防庁
防災センター
Fire and Disaster Management Agency

